

掲示事項（介護予防）認知症対応型共同生活介護

運営規程の概要

フリガナ	グループホーム ゆうばえ		サービスの種類	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	
事業所名	グループホーム ゆうばえ		事業所番号	1590101877	
所在地	〒950-2163 新潟市西区新中浜5丁目2番地1		フリガナ	イノカワ チホ	
			管理者	井之川 智穂	
連絡先	電話番号	025-263-8500		FAX番号	025-263-8523
入居定員	18名	共同生活住居の数	2	共同生活住居あたりの入居定員	9名
利用料	法定代理受領分		厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)		
	法定代理受領分以外		厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)		

従業者の勤務体制

職 種	員 数	
	常勤	非常勤
計画作成担当者	2人	
介護従業者	15人	2人
看護職員		1人

協力医療機関

協力医療機関	名称	田沢内科医院	診療科目名	内科、消化器内科
協力歯科医療機関	名称	いからし歯科	診療科目名	歯科
協力施設等	名称	介護老人保健施設 入舟	種別	介護老人保健施設

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医や上記の協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

利用料その他の費用の額

地域区分: 7級地

単価: 10.14 円

※基本利用料は1日当たりの料金です。

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割又は3割負担となります。

《認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護》

・基本部分 認知症対応型共同生活介護費Ⅱ

要介護度	単位	基本利用料 (1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要支援2	(749)	7,594 円	760 円	7,594 円
要介護1	(753)	7,635 円	764 円	7,635 円
要介護2	(788)	7,990 円	799 円	7,990 円
要介護3	(812)	8,233 円	824 円	8,233 円
要介護4	(828)	8,395 円	840 円	8,395 円
要介護5	(845)	8,568 円	857 円	8,568 円

・加算及び減算 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護共通

内容	単位	利用料 (一部除き1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
初期加算	(30)	304 円	31 円	304 円
退去時相談援助加算(1回を限度)	(400)	4,056 円	406 円	4,056 円
退居時情報提供加算(1回を限度)	(250)	2,535 円	254 円	2,535 円
入院期間中の体制(6日を限度)	(246)	2,494 円	250 円	2,494 円
科学的介護推進加算	(40)	405 円	41 円	405 円
若年性認知症利用者受入加算	(120)	1,216 円	122 円	1,216 円
サービス提供体制強化 加算	I (22)	223 円	23 円	223 円
介護職員処遇改善加算 (1月につき)	Ⅰ	1月の利用料金の18.6%(基本利用料+各種加算減算)		
	Ⅱ	1月の利用料金の17.8%(基本利用料+各種加算減算)		
	Ⅲ	1月の利用料金の15.5%(基本利用料+各種加算減算)		
	Ⅳ	1月の利用料金の12.5%(基本利用料+各種加算減算)		

(注)定員超過や職員の員数が基準に満たないなどの場合は基本料金が所定の割合で減算されます。

・加算 認知症対応型共同生活介護

医療連携体制加算(Ⅰ)一ハ	(37)	375 円	38 円	375 円	
看取り 介護 加算	該当する日以前31~45日	(72)	730 円	73 円	730 円
	該当する日以前4~30日	(144)	1,460 円	146 円	1,460 円
	該当する日以前2日・3日	(680)	6,895 円	690 円	6,895 円
	該当する日	(1280)	12,979 円	1,298 円	12,979 円

《その他の費用》

内 容		金 額
家賃(一月あたり) ※月の中途における入居または退去は日割りとする		60,000 円
水光熱費 ※月の中途における入居または退去は日割りとする		20,100 円
食材料費(一食あたり)	朝食	420 円
	昼食	550 円
	おやつ	70 円
	夕食	620 円
おむつ代		実 費
理美容代		実 費
利用者の希望による日常生活費		実 費

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況	① 有り	実施日	令和 6 年 7 月 8 日			
		評価機関名称	MMC総合コンサルティング株式会社			
		結果の開示	① 有り	2 なし		
	2 無し					